

書面ヒアリングにより提出された意見の概要

1. 趣旨

「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針（案）」の検討の参考に資するため、2月10日（金）～2月24日（金）にかけて、今後、我が国で開催される大規模な競技大会の運営の主体となる可能性のあるスポーツ団体、スポーツコミッション、大会開催都市、経済界に対し書面ヒアリングを行った。

2. 書面ヒアリング対象

公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）の加盟団体、準加盟団体等、大会開催都市、スポーツコミッション、経済界の合計 199 団体（※）に書面にてヒアリングを行い、意見の提出があった団体は 23 団体。

（※）JOC、JPC、JSPO の重複を除いた実数

3. 提出された主な意見

(1) 指針案全体に関して

(評価)

- ・スポーツ庁の主導の下、有識者による議論を経て、大規模大会の組織委員会等が参照すべき指針が策定されることを評価。
- ・本プロジェクトチームが速やかに組織され、本指針が策定されることを評価。
- ・「組織委員会等におけるガバナンスにおいて特に留意すべき点は、理事会の在り方、利益相反管理の在り方、マーケティング事業の在り方、情報開示の在り方である」という結論については非常に納得いくもの。

(指針に縛られ過ぎず、個々の大会運営に応じた柔軟な対応の必要性)

- ・過剰な負荷がかかり国際活動を阻害することのないような指針を望む。
- ・ガバナンスを守れという業務と費用の上乗せだけにならないような形になること望む。
- ・事務作業や費用が増えすぎて、大会開催を止めるなど、選手、スポーツ界にとってマイナスにならないように。

- ・原則を厳格に適用し過ぎるあまり、屋上屋を重ねる制度設計や形式的なルール整備になってしまつては、逆に意思決定や組織運営が硬直的になりかねない。
- ・「指針案対象を広く大規模な競技大会に該当するもの」とされているが、NF 単独開催については、公的資金による援助がなされている大会に限定して欲しい。
- ・ガバナンスコードの趣旨は「コンプライ・オア・エクスプレイン」であり、適切な組織運営や業務執行のために柔軟な対応が必要な場合には、合理的な説明を尽くし、積極的に情報開示する習慣をつけることを徹底すべきである。
- ・NF・PF と意思疎通を保ちながら組織委員会において準備や計画が進んでいくことを期待。

(2) 指針の実効性

- ・ガバナンスの強化に向けて、実効性を確保する観点からは、組織委員会等の運営に関し適切な形でモニタリングを実施することが重要である。今後、当該指針に基づき、継続的なモニタリングが行われるよう求めたい。
- ・公表された内容が正しいものであることを担保する外部機関による審査制度を設けることも考慮すべきではないかと考える。
- ・意識改革を含む統一的な研修等が開催されれば、日本スポーツ界の足並みがそろうのではないか。

(3) 出向者の人事配置

- ・当該出向者の専門性を十分に活用することができなくなる恐れがあるため、「当該出向者を出向元の企業と密接な関連性を有する部署に配置する場合は、当該部署の長にはしない、バックグラウンドや専門領域の異なる人材を偏りなく配置する」を原則としてはいかがか。
- ・人材育成に費やす余裕のない時限的な組織で、専門知識を有する人をその関連部門に従事させない施策は現実的に難しいのではないか。
- ・“配置しない”ではなく、コンプライアンス面でのサポートができるメンバーを各業務レベルで配置できるのが理想と考える。

(4) 理事

- ・各理事の業務と責任範囲を明確にする。
- ・業務執行理事等への権限移譲を行うのであれば、規程等により専決事項を明確にしておくこととチェック体制の確立の必要。
- ・理事会内での担当理事（役割分担）の明確化と公表で役割上の権限と責任の構造を作ること、理事の常時質問権限と情報・責任を求める権利が必要。
- ・理事（会長、副会長、専務理事、常務理事を含む）の人数を15名程度に絞り込む。

(5) コンプライアンス

- ・科学研究費等ではオンデマンド教材が作成され、研修者がそれを受講することが求められている。同様に、コンプライアンスの内容は各競技毎に差はないはずなので、オンデマンドの教材（1時間程度で受講できるもの）が用意されることが望ましい。
- ・手続きの公正性の確保は必要。
- ・公正な契約であることの証明は、利益相反管理委員会等で条件・仕様が競争的であることを点検し、説明する仕組みを構築するべきである。
- ・公金（助成金）を扱う立場として、利益相反、納税者感覚の観点をより強く意識することを再確認・再認識。

(6) 情報公開

- ・今般策定される指針を踏まえ、主体的かつ積極的な情報開示を行いつつ、適切な形で運営を行うことで、成功を収めることを強く期待する。
- ・組織委員会等が作成・保存する情報や記録は、単に大会運営のためだけのものではなく、国民や社会の共有財産という側面を持っていることから、守秘義務等には十分配慮した上で積極的に情報開示を行うとともに、文書の保存等に十分に留意する必要がある。

(7) 今後の人材育成の必要性

- ・「競技運営体制のプロ化」と「競技運営の人材育成」が喫緊の課題。

- ・人材育成のスキームやイベントオーガナイザーアカデミーやマニュアルの作成などを NF 合同で作ら上げるシステムや NF 間での共有の体制などをスポーツ庁が方針を持つことも重要。
- ・日本では、主要先進国と比較して、アスリート出身のスポーツ人材が組織委員会や実行委員会において<経営企画>に關与する機会が少ないのが現状。そのためにも、業務受託企業側のコンプライアンス教育徹底と共に、発注側となる自治体・競技団体から派遣されるスタッフのマネジメントに關する専門知識のレベル向上が必要。

(8) 国際団体との關係

- ・IF による決定プロセスへの關与も考慮する必要。
- ・ワールドカップは IF の主催であり、我々のコントロールが及ばない部分（特にマーケティング・放送に絡む専任代理店）が生じることがあるため、その場合の説明を書くステークホルダーに対し、しっかりできるよう、取扱いに十分に注意していく必要がある。